

○安中市特別業務地区建築条例

平成18年 3月18日

安中市条例第179号

改正 平成24年 9月19日 条例第23号

平成25年 9月18日 条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の規定に基づき、安中都市計画特別業務地区（以下「特別業務地区」という。）内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(建築の制限)

第3条 特別業務地区内においては、法に定めるもののほか、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設の維持及び利用を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて、安中市特別業務地区建築審議会の審議を経て許可したときは、この限りでない。

(1) 法別表第2（ち）項第2号及び第3号に掲げるもの

(2) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げるもの

2 前項ただし書に規定する「沿道業務施設」とは、自動車修理工場、ガソリンスタンドその他の自動車関連の沿道サービス施設及び倉庫等をいう。

3 第1項に規定する審議を行うため、安中市特別業務地区建築審議会を設置する。

(平24条例23・平25条例31・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

(1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は建造主
 - (2) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の安中市特別業務地区建築条例(平成3年安中市条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成24年9月19日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。